

店舗での販売状況等を踏まえ



「指定ごみ袋」に関する臨時措置を終了します

市指定ごみ袋の入手が困難な場合に透明または半透明の袋でごみを排出できる臨時措置については、予定どおり令和8年8月31日(月)をもって終了します。

令和8年9月1日(火)から

市指定ごみ袋を使用してください

指定袋以外でのごみの排出はできません

【対 象】燃やすごみ・プラスチック製容器包装・埋め立てごみ(①類・③類)

「沼津市指定袋」と表示されたものをご使用ください



市ではホームページ、ごみ分別アプリでごみの出し方やリサイクルなどに関する各種情報を発信しています。

引き続き、適正なごみの分別と排出にご協力をお願いいたします。



ごみ・リサイクル広場



ごみの分別・減量
ガイドブック



ごみ分別アプリ
さんあ〜る